

古平町定住促進民間賃貸住宅家賃補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の民間賃貸住宅に町外から移住する者の家賃の負担軽減を図り、もって移住者の定住を促進するため、家賃補助金を交付することに関し、古平町補助金等交付規則（昭和63年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間賃貸住宅 公営住宅等の公的賃貸住宅、官舎、社宅又は社員寮以外の一戸建て住宅又は共同住宅で、賃貸人との賃貸契約により賃借人が自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、当該住宅の所有者が3親等以内の親族である場合を除く。
- (2) 家賃 民間賃貸住宅の賃貸契約に定められた賃借料の月額（共益費、駐車場料金等を除く。）をいう。
- (3) 一般移住者 平成28年1月1日以後に本町に転入し住民登録をした者であって、当該住民登録をした日以前5年まで間に本町に住民登録されていない者をいう。
- (4) 若年移住者 一般移住者であって、住民登録した日において年齢40歳以下である者をいう。
- (5) 子育て移住者 一般移住者であって、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者を養育する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、民間賃貸住宅の契約者で、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 世帯全員が一般移住者であること。

- (2) 占有する玄関、便所、浴室が設置された延床面積30平方メートル以上の町内の民間賃貸住宅であること。
- (3) 世帯に当年度分個人市町村民税課税標準額が、300万円を超える者がいないこと。
- (4) 世帯全員が本町に納付すべき町税等に滞納がないこと。
- (5) 生活保護法による保護を受けていない世帯であること。
- (6) 世帯に国家公務員又は地方公務員である者がいないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団の構成員でないこと。

（補助金の交付額）

第4条 補助金の額は、家賃月額から住宅手当受給月額を控除した額に次の各号に掲げる賃貸契約者の区分に応じて定める割合を乗じて得た額（その額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が1万円を超えるときは、1万円とする。

- (1) 賃貸契約者が一般移住者 10%
- (2) 賃貸契約者が若年移住者 20%
- (3) 賃貸契約者が子育て移住者 20%

（補助金の交付期間）

第5条 補助金の交付期間は、最初の補助金の交付開始月から前条各号に掲げる賃貸契約者の区分を通じて5年までの期間とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、古平町定住促進民間賃貸住宅家賃補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して町長に提出するものとする。

- (1) 賃貸住宅契約書の写し
- (2) 賃貸住宅間取図
- (3) 誓約書兼同意書（別記第2号様式）

- (4) 世帯全員の所得証明書
- (5) その他町長が必要と認めるもの
(補助金の交付決定等)

第7条 町長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助の可否を決定し、古平町定住促進民間賃貸住宅家賃補助金交付決定(却下)通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。
(補助金の請求)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「受給権者」という。)は、古平町定住促進民間賃貸住宅家賃補助金請求書(別記第4号様式)に家賃支払証明書(別記第5号様式)及び住宅手当支給証明書(別記第6号様式)を添えて、町長に補助金の交付請求をするものとする。
(補助金の額の確定等)

第9条 町長は、前条の規定による請求内容が補助金交付決定に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を古平町定住促進民間賃貸住宅家賃補助金確定通知書(別記第7号様式)により当該請求者に通知するものとする。
(届出の義務)

第10条 受給権者は、申請した事項に変更が生じたときは、速やかに町長にその旨を届出しなければならない。
(補助金の受給資格の喪失等)

第11条 受給権者が、民間賃貸住宅を退去したこと等により補助金の受給資格を失ったときは、その失った日の属する月後の補助金は交付しないものとする。ただし、その者が再度受給資格を有することとなったときは、この限りでない。
(権利譲渡等の禁止)

第12条 受給権者は、補助金を受ける権利を他人に譲渡し、若しくは担保に供してはならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 町長は、受給権者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、古平町定住促進民間賃貸住宅家賃補助金交付決定取消通知書（別記第8号様式）により通知するものとする。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正行為により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、古平町定住促進民間賃貸住宅家賃補助金返還命令書（別記第9号様式）により通知し、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この訓令は、平成32年3月31日限りその効力を失う。ただし、第12条から第14条までの規定は、この訓令の失効後もなおその効力を有する。

別記第1号様式（第6条関係）

古平町定住促進民間賃貸住宅家賃補助金交付申請書

年 月 日

古平町長 様

申請者住 所

氏 名 ⑩

TEL

古平町定住促進民間賃貸住宅家賃補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 入居した民間賃貸住宅	(1)住 所	
	(2)契約締結年月日	年 月 日
	(3)家 賃（注）	月額 円
	(4)入居した日	年 月 日
2 住宅手当	(1)手当受給額	月額 円 手当なし
3 補助区分（いずれかに○をする）		一般移住者世帯 若年移住者世帯 子育て移住者世帯
4 補助期間	(1)過去に補助を受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで 月
	(2)今回補助を申請する期間	年 月 日から 年 月 日まで 月

（注）賃貸契約に定められた賃借料の月額（共益費、駐車場料金等を除く。）

（添付書類）

- (1) 住宅の賃貸契約書の写し
- (2) 賃貸住宅間取図
- (3) 誓約書兼同意書（別記第2号様式）
- (4) 世帯全員の所得証明書

別記第2号様式（第6条関係）

誓約書兼同意書

私は、古平町定住促進民間賃貸住宅家賃補助金の申請条件を理解した上で申請し、申請書に記入した事項は、全て相違ないことを誓約いたします。

また、当該補助金の申請にあたり、次の事項について古平町が行うことに同意します。

記

- 1 私と私の世帯に属する者全員の住民票を閲覧すること。
- 2 私と私の世帯に属する者全員の町税等の賦課及び収納の状況に関する書類を閲覧すること。
- 3 その他町長が必要と認める事項に関する書類を閲覧すること。

年 月 日

古平町長 様

申請者 住 所
氏 名

⑩

別記第3号様式（第7条関係）

古平町定住促進民間賃貸住宅家賃補助金交付決定（却下）通知書

古 建 号
年 月 日

様

古平町長

⑩

年 月 日付けにて交付申請のあった補助金について下記のとおり決定（却下）したので、古平町定住促進民間賃貸住宅家賃補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付を決定（却下）します。
- 2 補助金の額は、契約家賃月額（共益費、駐車場料金等を除く。）から住宅手当受給月額を控除した額に10%又は20%の割合を乗じて得た額（その額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が1万円を超えるときは、1万円とする。
- 3 留意事項
 - ① 申請した事項に変更が生じたときは、速やかに町長にその旨を届出しなければなりません。
 - ② 補助金の交付を受けるためには、別途通知する日までに補助金請求書の提出が必要です。

別記第4号様式（第8条関係）

古平町定住促進民間賃貸住宅家賃補助金請求書

年 月 日

古平町長 様

請求者 住所

氏名

印

古平町定住促進民間賃貸住宅家賃補助金交付要綱第8条の規定により請求します。

記

請求額	金 円
内訳	
内訳	
内訳	

補助金振込先

金融機関名	
店舗名	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> () 支店
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号	
口座名義人	フリガナ 氏名

注) 請求者氏名及び口座名義人欄には、補助金交付の決定を受けた者の氏名を記入すること。

別記第5号様式（第8条関係）

家賃支払証明書

1 住宅賃借者（家賃等の支払者）氏名	
2 賃貸住宅の所在地	
3 賃貸契約年月日	年 月 日
4 入居年月日	年 月 日
5 家賃支払額（共益費・駐車場料金等を除く）	年4月分 円
	年5月分 円
	年6月分 円
	年7月分 円
	年8月分 円
	年9月分 円
	年10月分 円
	年11月分 円
	年12月分 円
	年1月分 円
	年2月分 円
	年3月分 円

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

賃貸者（家主・管理者等）

住所

氏名

印

別記第6号様式（第8条関係）

住宅手当支給証明書

1 手当受給者氏名	
2 手当の対象となる賃貸住宅の所在地	
3 手当支給額 ※ 手当が支給されていない場合は、0円と記入してください。	年4月分 円
	年5月分 円
	年6月分 円
	年7月分 円
	年8月分 円
	年9月分 円
	年10月分 円
	年11月分 円
	年12月分 円
	年1月分 円
	年2月分 円
	年3月分 円

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

手当支給者

住所

氏名

印

別記第7号様式（第9条関係）

古平町定住促進民間賃貸住宅家賃補助金確定通知書

古 建 号
年 月 日

様

古平町長 ⑩

年 月 日付け古建号で交付の決定をした補助金について、下記のとおり補助金の額が確定したので、古平町定住促進民間賃貸住宅家賃補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

補助金の交付確定額 金 円

様式第 8 号 (第13条関係)

古平町定住促進民間賃貸住宅家賃補助金交付決定取消通知書

古 建 号
年 月 日

様

古平町長 ⑩

年 月 日付け古建号で交付の決定をした補助金について、古平町定住促進民間賃貸住宅家賃補助金交付要綱第13条の規定により、当該決定の全部又は一部を取り消したので、次のとおり通知します。

記

補助金の交付決定額	契約家賃月額（共益費、駐車場料金等を除く。）から住宅手当受給月額を控除した額に10%又は20%の割合を乗じて得た額（その額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が1万円を超えるときは、1万円とする。
取消しの理由	

様式第9号（第14条関係）

古平町定住促進民間賃貸住宅家賃補助金返還命令書

古 建 号
年 月 日

様

古平町長 ⑩

年 月 日付け古建号で交付の決定をした補助金について、古平町定住促進民間賃貸住宅家賃補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり返還するよう命じます。

記

交付決定年月日	年 月 日
交 付 年 月 日	年 月 日
交 付 額	金 円
返 還 額	金 円
返還金の支払期限	上記返還額を別紙の納付書により、 年 月 日までに返還してください。